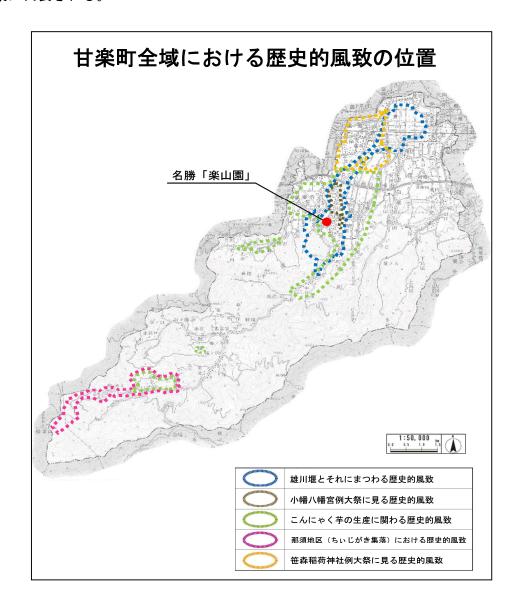
第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

甘楽町の市街地は藩政時代の町割りとほぼ重なり、城下町としての雰囲気が色濃く残っている。小幡藩の城下町を礎に政治・経済・文化の中心として発展してきた本町の歴史的風致は、藩邸の一部である名勝楽山園を中心とした城下町において築かれてきた武家屋敷や養蚕農家群、城下町を網目状に北流する雄川堰、煉瓦づくりの旧甘楽社小幡倉庫など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「小幡八幡宮例大祭」などの祭礼及び「こんにゃく芋の栽培」などの伝統的な生産が創り出す光景に代表される。



(2) 重点区域の位置

第1期の甘楽町歴史的風致維持向上計画においては、群馬県内に唯一現存する大名 庭園名勝「楽山園」を核として、中小路、御殿前通り沿いに武家屋敷が所在する旧城 郭内及び雄川堰と桜並木が南北に並走する町屋地区を中心として範囲を設定している。

この地域では、小幡八幡宮例大祭と地域の子供たちによるお囃子練習や輪番制による堰の清掃活動も継続的に行われており、それらが一体となって本町の代表的な歴史的風致の環境を形成しているため、この地域と雄川からの取水口までを南北の範囲とし、楽山園からの借景を東西の範囲として「小幡城下町地区」を重点区域として設定した。

町屋地区にある歴史的形成建造物の耐震・保存改修工事のほか、地域に伝承されてきた歴史や文化の情報を発信する場として、楽山園隣接地にふるさと伝習館を整備し、また、周遊ルートの整備や無電柱化の実施などにより、「小幡城下町地区」における歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果として、まちの魅力や景観の向上、まちなみ保存や伝統文化の継承に対する住民の意識の高まりなどの成果が表れてきている。



■ふるさと伝習館「長岡今朝吉記念ギャラリー」



■無電柱化により景観整備された御殿前通り

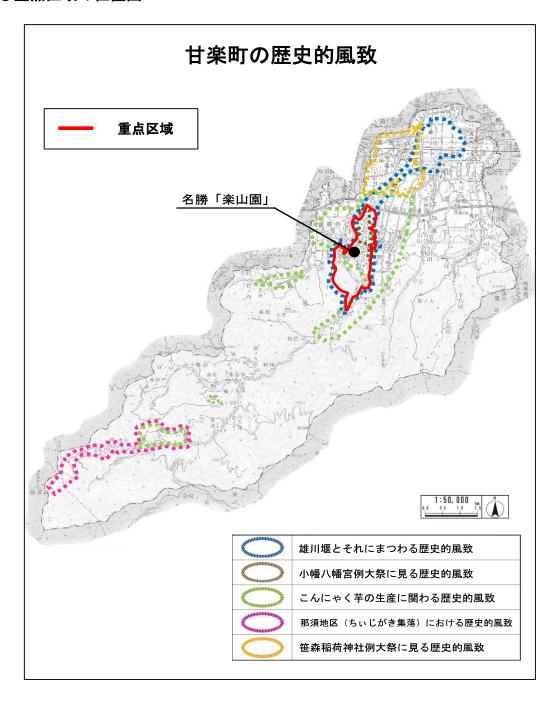
しかし、歴史的建造物の維持や伝統文化の継承に関わる担い手不足は、人口減少や 少子高齢化の進展に伴い、今後更に深刻になることが予想される。また、楽山園入園 者数についても、開園当初に比べ年々減少傾向にあり、概ね下げ止まり状況にはある が、観光客(来訪者)に対する回遊性・利便性の向上施策については引き続き進めて いく必要がある。

こうした状況を踏まえながら、本計画第2章に記した甘楽町の維持向上すべき歴史

的風致が集中して存在する地域として、本計画においても引き続き「小幡城下町地区」 を重点区域として設定し、継続して施策を展開することで、効果的に本町の歴史的風 致の維持及び向上を図る。

なお、歴史的風致の維持及び向上を図るための重点的な施策の実施範囲等に変更や 追加が生じた場合は、必要に応じて重点区域の見直しを行うこととする。

●重点区域の位置図



(3) 重点区域の区域

本計画における重点区域の位置は、国指定の名勝「楽山園」と一体となって形成された武家屋敷周辺や一級河川雄川から灌漑・生活用水として水を引き込み、旧城郭内や町家地区を潤す雄川堰及び小堰を中心として、そこで生まれ、育まれた小幡八幡宮例大祭をはじめとする人々の活動とが一体となって歴史的風致を形成する範囲とする。

北端は小幡八幡宮・氏子の居住地とし、南端は雄川堰の取水口、東西は小幡地区において楽山園の借景となる区域を引き続き設定する。

重点区域内には町指定重要文化財「小幡八幡宮」の例大祭の巡行ルート、神社や市 街地を舞台として演じられる大下町の「神楽獅子舞」、など、人々の営みの拠点が含ま れているほか、甘楽町の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在してい る。

明治中期に建造された歴史的な建造物である養蚕農家群、製糸が盛んであったこと を偲ばせる旧甘楽社小幡組倉庫など時代を超えた建物が存在感を示しながら、融合し 歴史的な景観を醸し出している区域となる。



■養蚕農家群



■小幡八幡宮例大祭



■名勝「楽山園」

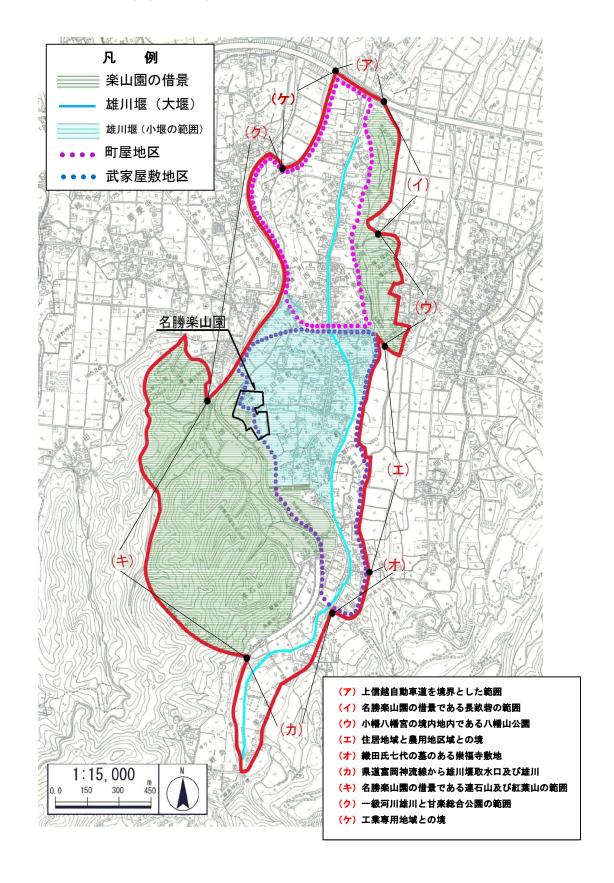
重点区域の範囲の境界は、景観計画等に取り組むうえで、まちの連続性や一体性を 軸に、道路、河川、公園、堰、字界など住民にわかりやすいように設定する。

具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、上信越自動車道、県道、 町道、公園に囲まれた範囲とした。

- (ア) 上信越自動車道を境界とした範囲
- (イ) 名勝楽山園の借景である長畝砦の範囲
- (ウ) 小幡八幡宮の境内地内である八幡山公園

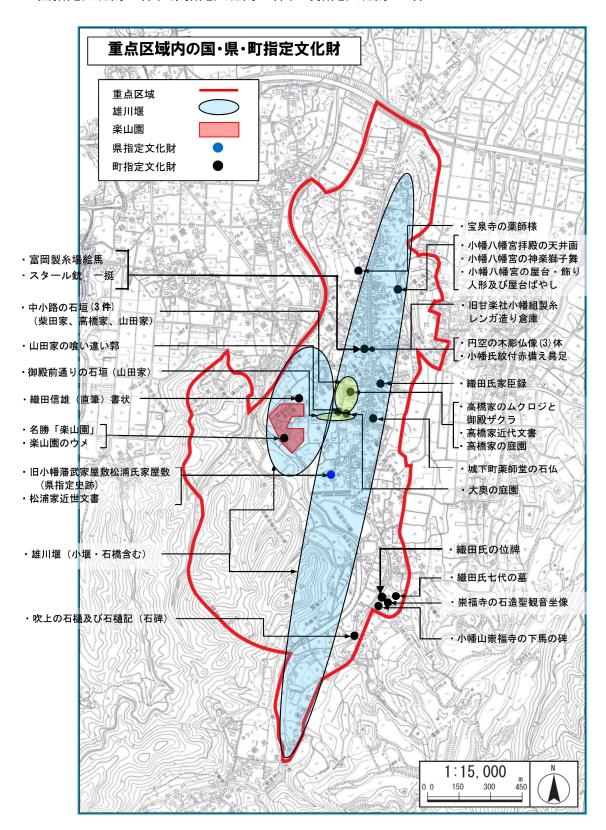
- (エ) 住居地域と農用地区域との境
- (オ) 織田氏七代の墓のある崇福寺敷地
- (カ) 県道富岡神流線から雄川堰取水口及び雄川
- (キ) 名勝楽山園の借景である連石山及び紅葉山の範囲
- (ク) 一級河川雄川と甘楽総合公園の範囲
- (ケ) 工業専用地域との境

●重点区域の範囲の境界



●重点区域内の文化財分布状況

国指定文化財1件、県指定文化財1件、町指定文化財29件



(4) 重点区域の名称、面積

名称: 小幡城下町地区

面積: 207ha

2 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

甘楽町の設定する重点区域は、本町の城下町を中心とした地域であり、重点区域の歴史的な建造物の保全・活用や建造物周辺の景観的整備等を重点的かつ一体的に進めることにより、歴史的風致の維持向上が図られ、伝統文化の継承・振興につながることが期待されている。

この区域の歴史的風致を維持向上させることは、本町を訪れる人に魅力的な資源・情報を提供することに繋がり、交流人口の増加にも大きな期待が寄せられる。また、こうした周辺環境の整備が進められ、まちとしての個性や魅力が向上することで、本町の歴史や伝統が内外に広く再認識されることになる。

更に、こうした取り組みが少しずつ住民生活のなかに溶け込んでいくことで、誇りを持つようになり、地域の祭事や慣習においても住民意識が活性化し、地域における歴史的風致、文化遺産に対する保存・継承意識の高揚が大いに期待できる。

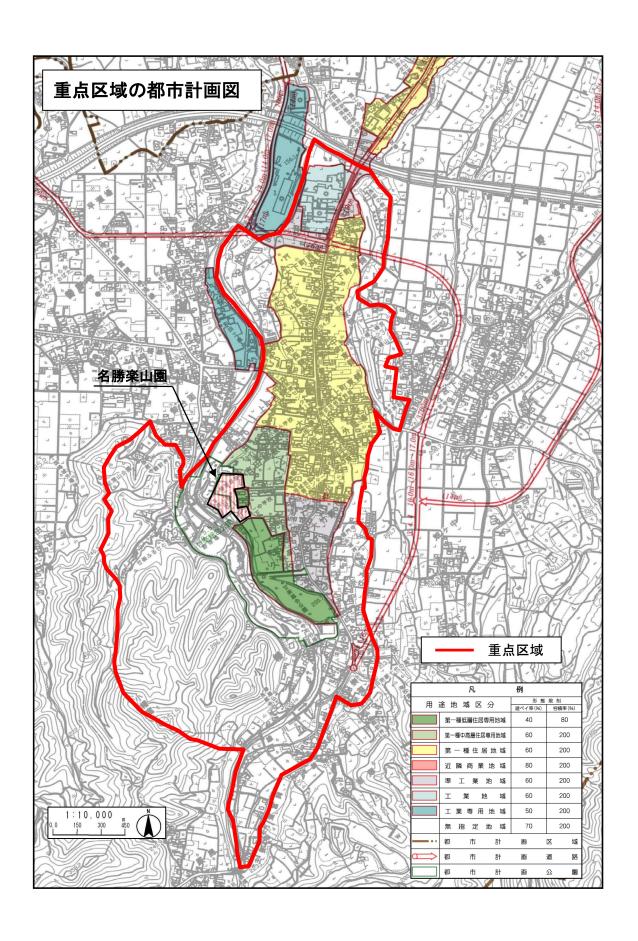
これらのことは、甘楽町全体の魅力と各地域の個性を高めるうえで重要な施策のひ とつでもあり、本町が進めている交流人口の増大はもちろん、本町の歴史的風致を活 かしたまちづくりを大きく進展させることができる。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 甘楽町都市計画との連携

甘楽町は、町域約5,861haのうち、約51%に当たる2,958haを「甘楽都市計画区域」とし、重点区域は全て都市計画区域内となっている。区域区分の制度は導入しておらず、非線引きである。用途地域は、町全体で225ha指定し、用途地域内の第一種低層住居専用地域にのみ絶対高さ制限10mを指定している。重点区域内は、78.9haが用途地域となっている。

当該重点区域は、都市計画区域内にあり、重点区域の中心部は住居系の用途地域と して昭和60年(1985)10月に都市計画決定されている。



(2) 甘楽町景観計画との連携

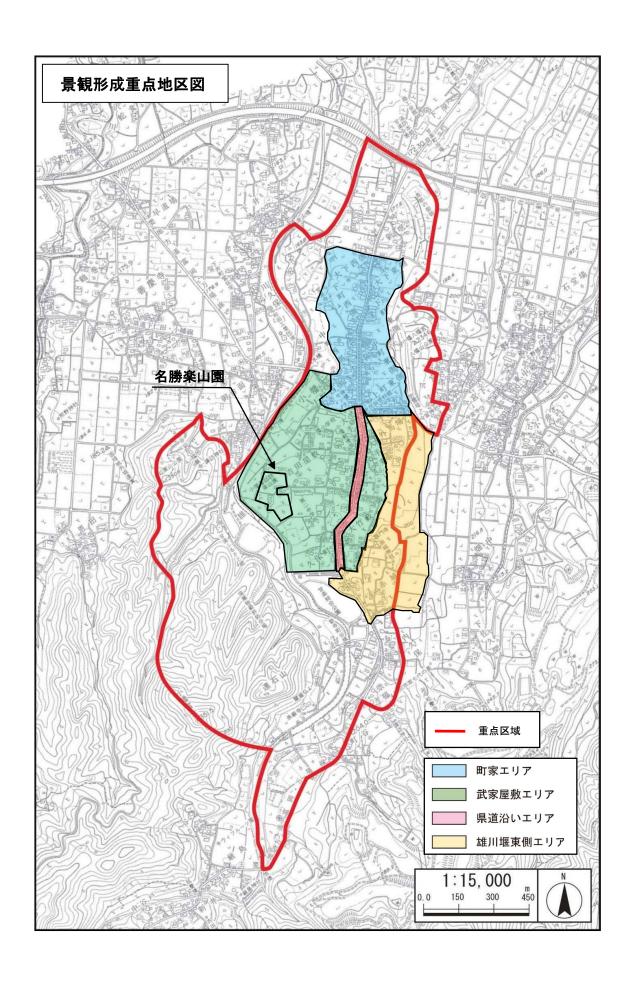
甘楽町では、地域の良好な景観形成を図っていくことを目的に、平成 23 年(2011)3 月に町域全域を対象として景観法に基づく「甘楽町景観計画」を策定した。

景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の建築行為等を行う場合には、「甘楽町景観条例」により、あらかじめ行政に届出をすることを義務付けている。特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域については、「景観形成重点地区」として位置づけ、将来的に一定程度の住民の理解を得たうえで、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準を定め、重点的な景観の規制・誘導を図ることを想定している。

本計画における景観形成重点地区は、国指定の名勝「楽山園」を中心とした、城下町としての面影を残す武家屋敷地区、伝統的建造物群としての価値が高い養蚕農家群、名水百選にも選定されている雄川堰など、歴史的重要文化財建造物が所在する「小幡中心地区」を景観形成重点地区として位置づけ、本町の景観形成における重要性の高まりや、住民意識の高まり等を踏まえ、必要に応じて追加指定できるものとしている。

情報の伝達手段として一定の役割を果たしている屋外広告物についても、本計画のなかで規制誘導を図ることが求められており、今後「甘楽町屋外広告物条例」を定め、そのなかで形状や、色彩、掲出方法等に関わる制限を設けていく。特に、景観形成重点地区においては、同条例の中で町域全域よりも厳しい許可基準を設定し、より重点的に屋外広告物の規制誘導を図ることを想定している。

また、地域の個性ある景観づくりの核となる建造物・樹木については、景観計画に 定めた指定の方針に基づいて景観重要建造物・樹木に指定し、その保全と活用を図る。



●景観形成基準(建築物の建築等/工作物の建築等)

区分	基準の内容						
	■基調色:素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないようにすること。						
	■基調色:外観の色彩は以下のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りでない。						
	<壁面(屋根以外)> <屋根>						
色彩		彩度	明度		彩度	明度	
	R (赤) 、Y (黄)	4.0以下		R (赤) ~ Y (黄)	4.0以下	5. 0以下	
	Y R(黄赤)	6.0以下	2.0以上 9.0以下	Y R(黄赤)	6.0以下		
	G Y (黄緑) ~R P (赤紫)	1.5 未満 1.5以上 2.0以下	2.0以上 7.0以下	G Y (黄緑) ~ R P (赤紫)	2.0以下		
	無彩色(N)	_	2.0以上 9.0以下	無彩色(N)	_		
	■色 数:使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くならないよう配慮すること。						
屋外 設備等	■設置場所:屋外設備等を設置する場合は、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置すること。(外壁に附帯する配管設備、屋上に設置される高架水槽等)						
	■見え方:やむを得ず屋外設備等を見える場所に設置する場合は目立たないよう工夫すること。 (壁面との同一の色調とする、壁面の立ち上げやルーバー等で覆う等)						
配置 位置	■眺 望:主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とすること。(主要な 眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。)						
	■調 和:現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。						
	■調 和:周囲の町並み、家並み、田園等と調和するように配置すること。						
	■見え方:商業施設・業務施設、工場の倉庫やバックヤードは、道路から直接見えないような配置とすること。それが困難な場合は塀または植栽等で目立たないよう工夫すること。						
形態意匠	■高 さ: 高さの最高限度を20m(6階建て程度)とする。(ただし町長が認める場合はこの限りではない。)						
	■高 さ:主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない高さとすること。(主要な 眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける高さとする。)						
	■高 さ:周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとし、周辺の街並みのスカイラインと協調させること。						
	■調 和:周辺の建物と統一感を持たせ、連続性のある町並み形成に努めること。(屋根形状や軒の出、高さ等)						
	■調 和:周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫すること。						
	■調 和:大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにすること。						
材質	■耐久性:汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。						
	■耐久性:経年変化で味わいの増す自然素材(石、木材、レンガ等)を積極的に活用すること。						
	■ 反射 :光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避けること。						

●屋外広告物の表示・掲出にあたっての配慮事項

区分	配慮事項
設置場所・ デザイン等	・周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。
	・必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。
	・建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。
	・容易に腐朽または破損しない構造とする。
	・広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。
	・市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。
	・建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、 色彩、意匠とする。
	・全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。
	・蛍光塗料の使用は避ける。
	・彩度の高い色彩を地色(主要な下地の色)として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。(彩度8以下を目安とする)
色彩等	・農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち 着いた色彩とする。
	・電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。

(3) 甘楽農業振興地域整備計画との連携

甘楽町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、昭和 46 年度 (1971) に「甘楽農業振興地域整備計画」を策定している。町内総面積 4,856ha の内、26.7% の 1,297ha が農用地区域に指定されており、良好な農地の保全が図られている。

重点区域のうち、北東部、南部の一部分については農用地区域に指定されている。

